



平成 20 年 4 月 21 日

各 位

会社名 株式会社レイ  
代表者名 代表取締役社長 分部 日出男  
( J A S D A Q ・ コード 4 3 1 7 )  
問合せ先 管理部長 渡辺 高光  
電話 0 3 - 5 7 9 2 - 7 4 2 8

### ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成20年4月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認を求める議案を平成20年5月27日開催予定の当社第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社取締役及び監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号及び第387条第1項の報酬等に該当します。当社は、平成7年5月26日開催の当社第7回定時株主総会において取締役の報酬額を年額150百万円以内と承認されており、監査役の報酬については、当社第27回定時株主総会に付議する「監査役報酬額改定の件」が原案どおり可決されますと年額40百万円以内となりますが、この範囲内において取締役及び監査役に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

#### 記

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループに対する経営参画意識を高め、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることならびに今後の新たな人材確保のために使用することを目的とし、当社及び子会社の取締役、監査役、従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

## 2. 新株予約権発行の要領

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 400,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行う。

### (2) 新株予約権の数

4,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

### (3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

### (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格(以下「最終価格」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切上げる。)とする。ただし、その金額が新株予約権発行の日の最終価格(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数}}{1 \text{株当たりの時価}}}$$

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② その他の条件については、本株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社では新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が(6)①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には無償でその新株予約権を取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 株式交換及び株式移転による新株予約権の完全親会社への承継及び承継後の新株予約権の内容にかかる決定の方針

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換または株式移転後の当社の完全親会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

① 新株予約権の目的となる株式の種類

完全親会社の普通株式

② 新株予約権の数

上記(1)に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（承継後払込価額）

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記(5)に定める期間の満了日までとする。

⑤ 権利行使及び取得の条件

上記(6)及び(7)に準じて決定する。

⑥ 承継後の新株予約権の譲渡による取得の制限

承継後の新株予約権の譲渡による取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本株主総会以後に開催される取締役会決議により定める。

3. 取締役及び監査役の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役及び監査役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価格に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数（320個以内）、監査役に割り当てる新株予約権の総数（160個以内）を乗じた額といたします。

新株予約権の公正価格は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。

(注) 上記の内容については、平成20年5月27日開催予定の当社第27回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を無償発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上